

問題行動により、児童養護施設で不適応を起こした児童の支援

研修員 大久保牧子（神奈川県次世代育成部）
子ども家庭福祉研究部 山本恒雄

要 約

児童虐待の増加に伴い、社会的養護の被措置児童全体に占める被虐待の子どもの比率が大きくなるとともに、本来は情緒障害児短期治療施設で支援されることが適当であろう子どもが、児童養護施設に入所する傾向が強まっている。社会的養護の場である児童養護施設において、不適応状態となりそのままの生活を継続していくことが困難な状態に陥る子どもがいることに焦点をあて、どのような問題行動を示す子どもが「不適応状態にある子ども」とみなされるのか。児童養護施設で何らかの問題が生じ、再度一時保護を実施した子どもに、どのような支援が行われているか、有効と考えられている支援は何かの実態を調査することで、より効果的な支援は何かを探ることを目的とした。

本研究では、子どもの問題行動を契機として、児童相談所と児童養護施設および関係機関の情報共有を目的とした継続的なケースカンファレンスや児童福祉司・児童心理司による個別面接等、治療的・個別的支援が開始され、かつ有効であることが分かった反面、業務量超過や連携不足により、必要だとの認識がありながら十分な支援が行き届かない現状も明らかとなった。子どもが安心して生活できる環境づくりを目的とし、関係機関がチームとなって個々の子どもへのかかわりを充足させることが、結果的には問題行動の未然防止に繋がると考えられる。

キーワード： 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 問題行動 不適応

The support for placed children who exhibit inappropriate behavior and become maladjusted.

Makiko OOKUBO, Tsuneo YAMAMOTO

Abstract : The number of child abuse cases has been increasing and a ratio of abused children who are placed at facilities is getting bigger. The number of children who are supposed to be placed at short-term therapeutic facility for emotional disturbed children tend to be sent to the group home.

This study focused on the group of children who were placed at the group home and exhibited difficulty to continuously stay there. The purpose of this study was to look for more effective programs by examining which children with inappropriate behavior were considered to be “children under maladjustment”, what kind of support were provided for those who were replaced again at the different group home, and what kind of intervention were useful and practical.

The result shows the regular conference attended by those who collaboratively work together for the case and the individual support provided by the assigned case workers were more effective. On the other hand, it became clear that enough services were not offered even though they recognized that it was necessary. It is possible to conclude that providing the safe environment and the teamwork by those who are involved in an each case could prevent the inappropriate behavior by children.

Keywords : group home, short-term therapeutic facility for emotional disturbed children, training school for delinquent children, inappropriate behavior, maladjustment

I 研究目的

児童相談所が様々な理由でかかわることになった家族から、子どもを分離することが必要であると判断した場合、多くは児童相談所での一時保護を経たのち、社会的養護の場である児童養護施設、乳児院、里親、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等への入所措置を行う。しかしながら、措置先となった社会的養護の場で、問題行動による不適応状態となり、そのまま生活を継続していくことが困難な状況に陥る子どもが少なからずいる。

社会的養護の場である入所施設、特に幼稚園や学校に通いながら日常的な生活を営んでいる児童養護施設において、どのような問題行動を示す子どもが「不適応状態にある子ども」とみなされるのか。また、施設での不適応行動を理由に再度、児童相談所にて一時保護を実施した子どもに対し、一時保護解除後にどこでどのような支援が行われているか、を探るとともに、どのような支援を行うことがより効果的であるか、未然防止の視点も踏まえて検討することを本研究の目的とする。

II 研究方法

1) 先行研究の検討

(1) 八木修司ほか「児童養護施設と情緒障害児短期治療施設における児童の虐待の有無と問題行動についての比較研究」(平成23(2011)年)

児童養護施設は何らかの理由で家庭生活が困難となった養護の必要な子どもの保護、養育のための施設であり、情緒障害児短期治療施設(以後 情短施設と表記)は専門的な治療的介入が必要な子どもとその家族支援のための専門的な施設である。しかし、児童虐待の増加にともない、社会的養護の対象全体に占める被虐待問題の比率が大きくなり、本来は情短施設に措置されるべき子どもが児童養護施設に入所する傾向が強まっている。結果的に児童福祉施設全体に入所した子どもの問題行動や施設内暴力の問題が増えており、児童養護施設においても発生している子どもの問題状況は情短施設に匹敵するといわれている、と述べられている。

本研究では異なる種別の施設において、虐待の有無と種類により、外在化に向かう問題行動と、内在化に向かう問題行動の発生率を比較している。児童養護施設においては外在化に向かう問題行動への対応はもちろんであるが、特に内在化に向かう問題行動への対応が求められており、さらなる心理ケアの導入や医療との連携強化を図るなどの対策が求められる、と指摘している。

(2) 全国情緒障害児短期治療施設協議会「情緒障害児短期治療施設 社会的養護の見直しと近未来像に向けて」

社会的養護をめぐる現状、情短施設の現状として、2009

年度に入所した子どもの中で他施設(児童養護施設等)からの措置移管としての入所が17.8%、児童精神科病棟等の入院を経た後の入所が3.5%あったとしている。

児童養護施設の現状と施設連携として、児童養護施設に入所している子どもの中に、相当数の支援が必要な子どもがいるとしている。本論文が発出された2010年10月時点では全国に情短施設は37施設、現在(平成25年度)は38施設であるが、児童養護施設の585施設に比べるとごくわずかである。

情短施設からの意見として、「一つの施設で子どもを育て上げることには限界がある」とし、施設での適応状態が不調となった際に、一時的に情短施設などの専門支援施設を利用して子どもを治療するような体制が必要であると指摘している。情短施設の提言としては、社会的養護のセーフティーネットとして情短施設の整備が必要となっているため、更に施設の新設及び治療・支援機能の発展充実が必要であると訴えている。

(3) 八木修司ほか「子どもの暴力に対する“環境づくり”と“治療論”に関する一考察—児童福祉臨床における従来の取り組みと今日的な動向を概観して」(平成21(2009)年)

児童福祉施設に入所する暴力的な子どもたちの「個の支援や治療」について、また子どもたち全員が生活する「施設的环境づくり」の両面についての考察を行っている。

子どもたちの「個の支援・治療」について、従前は「ケアワーカーの経験や熱意等の個人的要件にあまりにも多くが委ねられていた」と指摘しており、「子ども一人ひとりのアセスメントを行い、それに沿った具体的な個別支援計画を策定する事が大切である」としている。また、「子どもたちに施設生活の目的を伝える必要がある」そのことが子どもにとって安心材料になる。「児童福祉の領域でもインフォームド・コンセントは必要ではないか」と問題呈示している。

「施設的环境づくり」については、子どもの「個」の理解と「集団」でのあり方をアセスメントすること、そしてかわり合い、課題に応じて個と集団の問題を修正する作業において、子どもたちも職員も疲弊しない“環境づくり”が必要であると述べている。

(4) 山本ほか「児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究」(平成24(2012)年)第49集

虐待を主訴として入所した児童福祉施設及び50日以上児童相談所での一時保護を行った子どもの追跡調査である。ここで、特殊な引取りとされる4項目のうち、2項目が「子どもが不適応となりやむを得ず措置解除とした」「子ども自身が施設を出てしまい、帰園拒否でそのまま措置解除となった」というものである。

性的虐待事例の家庭復帰は43.0%が特殊な引取りとなっており、その91.0%が何らかの子どもの不適応問題での

措置解除であって、性的虐待の家庭復帰事案では、一時保護所や施設での処遇困難・適応困難が主な理由となっていることが認められたとされている。

性的虐待事案は再発率が極めて高い事案であり、早急に対策を講じる必要がある事態であるとしている。

2) アンケート調査

上記の先行研究の成果を含め、社会的養護の場で何らかの不適応状態を示し、再度一時保護を通じての対応が必要となった事案についての調査票(別紙資料参照)を作成し、全国で児童相談所を設置している 69 自治体(都道府県、政令指定都市、中核市)の 227 児童相談所(支所を含む)に調査票を送付した。

調査対象事案としては、児童相談所からの措置で児童養護施設に入所中で、問題行動により一時的に児童相談所の一時保護所に身柄を移した子どものうち、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの 8 ヶ月間に一時保護を解除された子どもを対象として、①基本情報、②問題行動の種類、③一時保護期間、④一時保護解除後の援助方針、⑤一時保護解除後の対応状況、⑥(児童養護施設措置解除となり)在宅支援になった場合の援助について、⑦一時保護解除時点で「何らかの支援上の個別対応」を行った場合の具体例、⑧「通常の施設措置対応」を継続したが、行っていけばよかったと感じる支援、の 8 項目に加え、自由記述として「課題と思うこと、気づいたこと」を尋ねた。

倫理的配慮: 事例の個人情報の取り扱いについては、基本的に本人からの承諾を得ることは事案の性質上困難であることから、研究報告において個人が特定されるような情報呈示は一切行わず、すべて選択項目の数値集計のみで行うこと、収集した情報は研究報告の後は焼却処分とするこ

とし、各自治体の個人情報保護規定に準じた回答を得たことによって、結果的に個人情報保護の観点からの情報収集の承諾を得たこととして扱う。

III 研究結果

1) 回答状況

対象となる 69 自治体 227 か所の児童相談所のうち、171 か所の児童相談所(回答率 75.3%)から合計 519 件の回答を得た。そのうち、「該当ケース無し」と回答した児童相談所が 37 か所(16.2%)あり、該当ケースがあったとした児童相談所は 134 か所(59.0%)で、対象となるケース数は 482 件であった。

2) ケースの概要

男女比は、男児 314 人(65.1%)、女児 163 人(33.8%)で男児の方が多い。

学年ごとの人数は表 1.の通りである。不適応とされる子どもは中学生になると、急激に増加する。特に、中学 3 年生が最も多く全体の 2 割となっており、高校進学に向けた準備の時期であるにもかかわらず、多くの子どもが不適応行動によって一時保護されている。高校生年齢になっても、人数が減少するとはいえ、一時保護は実施されている。高校 3 年生年齢の子どもは、児童養護施設を巣立ち、なんらかの形で自立していくことが間近であるにもかかわらず、24 人もの子どもが一時保護されている。反対に、少数ではあるが就学前の子ども 3 人が保護されている事も見逃せない。その他に 13 人が挙げられているが、定時制高校、高校中退、アルバイト等とされている。

表 1. 児童養護施設入所中の問題行動により一時保護された事例で、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの 8 ヶ月間に一時保護を解除された事例の学年別状況

学年	就学前	小学校 1 年	小学校 2 年	小学校 3 年	小学校 4 年	小学校 5 年	小学校 6 年	中学校 1 年	中学校 2 年	中学校 3 年	高校 1 年	高校 2 年	高校 3 年	その他	合計
人数	3	4	9	15	12	21	33	57	90	103	55	43	24	13	482
%	0.6	0.8	1.9	3.1	2.5	4.4	6.8	11.8	18.7	21.4	11.4	8.9	5.0	2.7	100.0

相談種別の割合は表 2.の通りである。虐待による入所は 51.9%と半数以上を占め、被虐待児童の支援の困難さを示している。このことは、八木ほか(2011)で示されている、治療的介入が必要な子どもへの専門的な支援の必要性を明示している。虐待以外の養護相談が 31.9%あり(虐

待相談と虐待以外の養護相談を合わせると全体の 75.9%を占める)、虐待の状態には至らずとも、何らかの養護が欠ける子どもへの支援には、被虐待児童と同様、専門的な支援の必要性が高いと言えるのではないかと。

表2. 児童養護施設入所中の問題行動により一時保護された事例で、平成25年4月1日から平成25年11月30日までの8ヶ月間に一時保護を解除された事例の入所時点での相談種別と虐待種別

種別	養護 (虐待)	養護 (虐待以外)	育成相談	非行相談	障害相談	保健相談	虐待種別(再掲)			
							身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待
人数	244	150	23	51	2	0	98	118	57	9
%	51.9	31.9	4.9	10.9	0.4		40.2	48.4	23.4	3.7

3) 結果の分析

一時保護のきっかけとなった問題行動について、表3に示す。他人への暴力行為を理由に一時保護を行っている子どもが39.4%と最も多い。一時保護を実施した児童は専門的な支援や治療の必要な子どもではあるが、一方で、暴力を振るわれた子どもも、保護された子ども同様、手厚い支援が必要な子どもであることは言うまでもない。一時的に子どもを分離し、暴力をふるったことへの反省を促すためには、目的を定め、行動を振り返るための時間として、一時保護が有効に使われることが望ましい。対立した子ども間・双方の関係を修復するための資源として、転地療法的な一時保護は一定のニーズがあるものと考えられる。しかしながら、現在の特に都市圏の一時保護所の常態的な満床状態、若しくは定員超過を余儀なくされている状態では、治療的な支援が十分に発揮されるかどうか、疑わしい。また、一時保護の時期や期間、計画的かつ有効な一時保護の利用ができるのか、疑問が残る。このことについては後の

自由記述の分析でも述べていきたい。

また、施設内での性的問題行動の出現も性加害・性被害・性非行を合わせると153人(31.8%)と3割の子どもが何らかの性的な問題によって一時保護をされている。表2の虐待種別別人数(割合)では性的虐待は9人(3.7%)であり、それ以上の子どもが何らかの形で性被害・性加害・性非行という、性的問題行動を起こしている。全体の83.8%が養護問題で措置入所となった子どもであることを考えると、明らかになっていない家庭内での性被害や性的行為の暴露被害の可能性、あるいはまた、施設内での性暴露や被害・加害の連鎖の可能性も考えられるのではないかと。自由記述では一時保護中の性教育の効果や、施設内での性教育の必要性に言及しているものもある。問題が生じる前の予防的観点からの支援として、日常的に何らかの性教育、性の安全教育を行う必要があるのではないかと考えられる。

表3. 児童養護施設入所中の問題行動により一時保護された事例で、平成25年4月1日から平成25年11月30日までの8ヶ月間に一時保護を解除された事例の問題行動の内容(複数回答)

問題行動種別	暴力:他害	暴力:自傷	非行:虞犯	性問題行動:施設内加害	性問題行動:施設内被害	性問題行動:性非行	その他不適応 行動(引きこもり・不登校)	その他不適応 行動(パニック・不穏行動)	その他
人数	190	22	166	89	16	48	83	107	48
%	39.4	4.6	34.4	18.5	3.3	10.0	17.2	22.2	10.0

一時保護期間を表4に示す。2週間以内の短期間での一時保護が最も多く、198人(41.1%)であった。夏休み期間も含めた調査ではあるが、学校を欠席する事を考えると生活の振り返りや反省に要する期間として短期間かつ計画的な一時保護利用ができることが望ましい。反面、2か月を超える長期保護に及んでいる子どもが59名(12.2%)いることは注目すべきことである。本来、児童養護施設に措置されたにもかかわらず、長期の一時保護を余儀なくされ、学校教育を受ける権利を保障できていないことにもつ

ながる。こうした長期保護となる子どもは、状態像などから、支援の方向性が見いだせない、措置変更をせざるをえないが、行き先がない、という課題があるからではないかと考えられる。自由記述の中に再三あげられる内容ではあるが、多くの児童相談所は年長の子どもの不適応を起こした時の受入先がない、義務教育終了後で所属をなくしてしまった、いわゆる高校中退した子どもの行き先、受入先がないという問題に直面している。行き先が決まらない不安の中で、年長の子どもの長期に渡り一時保護を継続してい

る状況は児童相談所にとって困難課題であるが、子ども本人にとっても、行き先の見えない状態の継続は更なる不安を誘発させるだろうことは想像に難くない。そのことが子

どもに更なる不穏状態を引き起こさせ、結果的に更に行き先の選択肢を狭めているのではないかと危惧される。

表 4. 児童養護施設入所中の問題行動により一時保護された事例で、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの 8 ヶ月間に一時保護を解除された事例の一時保護の期間

日数	1日～2週間以内	2週間～1か月以内	1か月～2か月	2か月以上	2か月以上の期間					
					2～4か月未満	4～6か月未満	6～8か月未満	8～10か月未満	10～12か月未満	12か月以上
人数	198	124	97	59	30	19	3	1	2	0
%	41.1	25.7	20.1	12.2	50.8	32.2	5.1	1.7	3.4	—

図 1 に一時保護期間を年齢別に示す。2 か月を超えての一時保護が必要とされるのは、小学 5 年生以上の高年齢児が多い。特に中学 3 年生が多く、義務教育終了とな

る中学 3 年生時に生活の場所までもが不安定になっていることが危惧される。

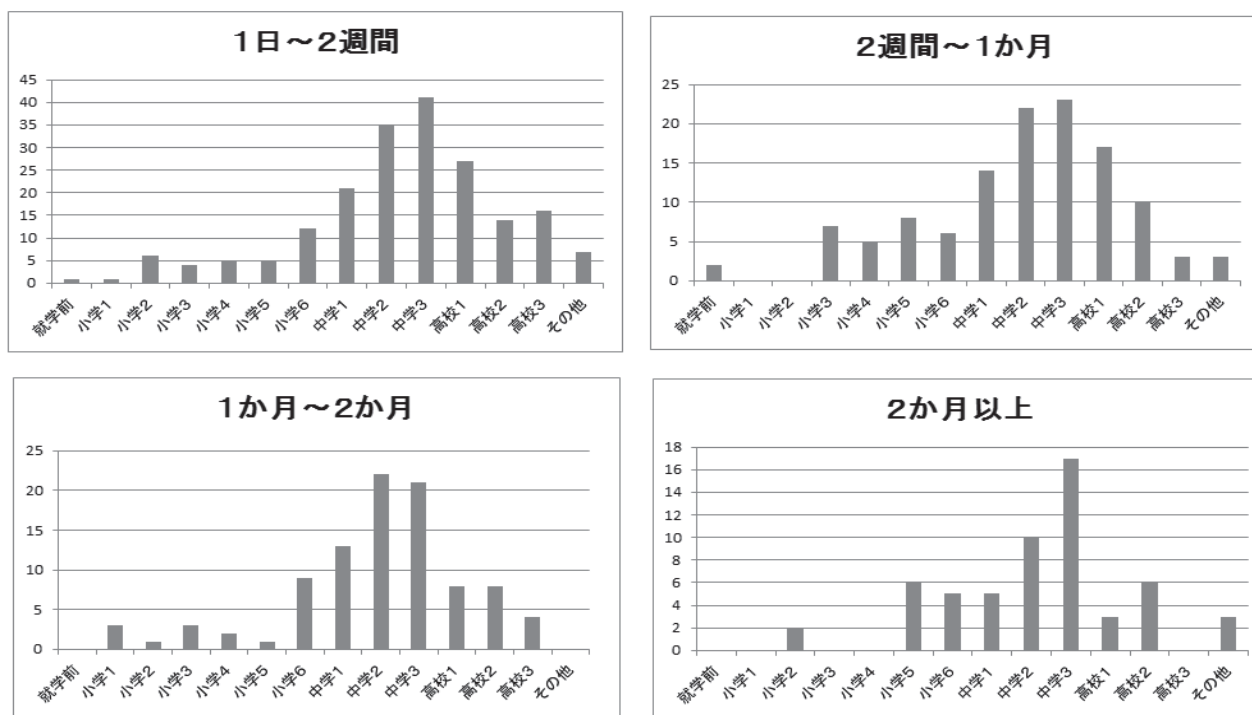


図 1. 一時保護期間と子どもの学年 児童養護施設入所中の問題行動により一時保護された事例で、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの 8 ヶ月間に一時保護を解除された事例

一時保護された児童の、一時保護解除後の支援方針、生活の場を尋ねた。半数の 260 人 (53.9%) が元の児童養護施設に戻っている。問題行動の表出という理由での一時保護からの措置変更として、児童自立支援施設 101 人 (21.0%) は本来の施設の役割から考えるとわずける数字である。自立援助ホーム措置変更 10 人 (2.1%) と 18 歳未満で就労自立 4 人 (0.8%) は高校生年齢である。自

立援助ホームが原則就労支援の場であることを考えると、一時保護された高校 1～3 年生 122 人 (1 年生 55 人、2 年生 43 人、3 年生 24 人) の 1 割は就労に転じていると考えられる。知的障害児施設への措置変更 10 人 (2.1%) は、行動が問題化する前に適切な支援先を見つけておれば、子どもの傷つきや児童養護施設職員、児童相談所職員の消耗的な負担も軽減されていたのではないかと悔やまれる。里

親に措置変更 11 名 (2.3%) は数字だけでははかり難い。行き場がなく、やむを得ずの里親への措置変更かもしれず、あるいはそもそも、里親委託で個人的なかかわりが必要な子ども、もしくは個人的なかかわりで落ち着くことができる子どもであった可能性も考えられる。これらのことから、最初の措置時点で適切な措置先の見極めをすることの重要性があらためて指摘されるのではないかと考えられる。

施設在籍で入院 6 人 (1.2%)、措置解除で入院 1 人 (0.2%) は全体の割合としても人数としても少数ではあるが、8 か月間に 7 人の子どもが入院している。このことは、入院の必要がある不穏な状態の子どもを児童養護施設でみていたという事実と、そのような状態の子どもを短期間であっても、児童相談所の一時保護所という福祉の現場で受け入れていたということになる。医療設備や医療知識が整備されていない一時保護所職員が入院の必要な状態の子どもをケアするリスクを負うことは、子どもにとっても、一時保護所のリスクマネジメントの観点からも検討が必要

なのではないかと思われる。児童精神科の入院病床の少なさや、精神科受診・入院へのハードルの高さを考えると、まだまだ児童精神科のケアが必要な子どもが精神科医療を含めた治療的なケアを受けることができていないのではないかと考えられる。

問題行動による施設不適応が一時保護の主訴であるにもかかわらず、18 歳未満で家族・親族引き取りが 40 人 (8.3%)、18 歳で家庭引き取りが 2 人 (0.4%) いる。このことは、山本ほか (2012) で指摘している特殊な家庭引き取りにあたる。親子関係が修復されたことが前提ではない、やむを得ずの家庭引き取りにおいて、必ずしも解消されていない社会的養護に至る理由が、どの程度改善されているかは不明である。少なくとも特殊な家庭引き取りは性的虐待事案で発生率が高いことが示されていることから、今回の家庭引き取りにも性的虐待事案の家庭引き取りが一部、含まれているのではないかと考えられる。

表 5. 児童養護施設入所中の問題行動により一時保護された事例で、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの 8 ヶ月間に一時保護を解除された事例の一時保護解除時の行き先と方針

措置解除時の行き先・方針	元の児童養護施設に戻る	別の児童養護施設に措置変更	児童自立支援施設に措置変更	情緒障害児短期治療施設に措置変更	知的障害児施設に措置変更	自立援助ホームに措置変更	里親に措置変更	18 歳未満で就労自立	18 歳未満で家庭・親族引き取り	家庭裁判所送致	18 歳で就労自立	18 歳で家庭・親族引き取り	単身生活保護設定	福祉事務所送致	措置解除で入院	(その後の措置解除含む) 施設在籍で入院	無断外出・行方不明により閉止	保護者転出によりケース移管
人数	26	20	10	9	10	10	11	4	40	7	0	2	0	0	1	6	1	0
%	53.	4.1	21.	1.9	2.1	2.1	2.3	0.8	8.3	1.5	—	0.4	—	—	0.2	1.2	0.2	—

図 2 は年齢別に元の児童養護施設に戻った子どもと、それ以外を分類したものである。おおむね、元の児童養護施設に戻っている子どもの方が多く、中学 2、3 年生はそれ以外の措置を講じられた人数の方が多く、中学

3 年生では 50% 以上の子どもが措置変更しての支援となっている。高校生年齢となると、他の措置に切り替える選択肢の幅が狭くなることも予測され、元の施設に戻っている割合が高い。

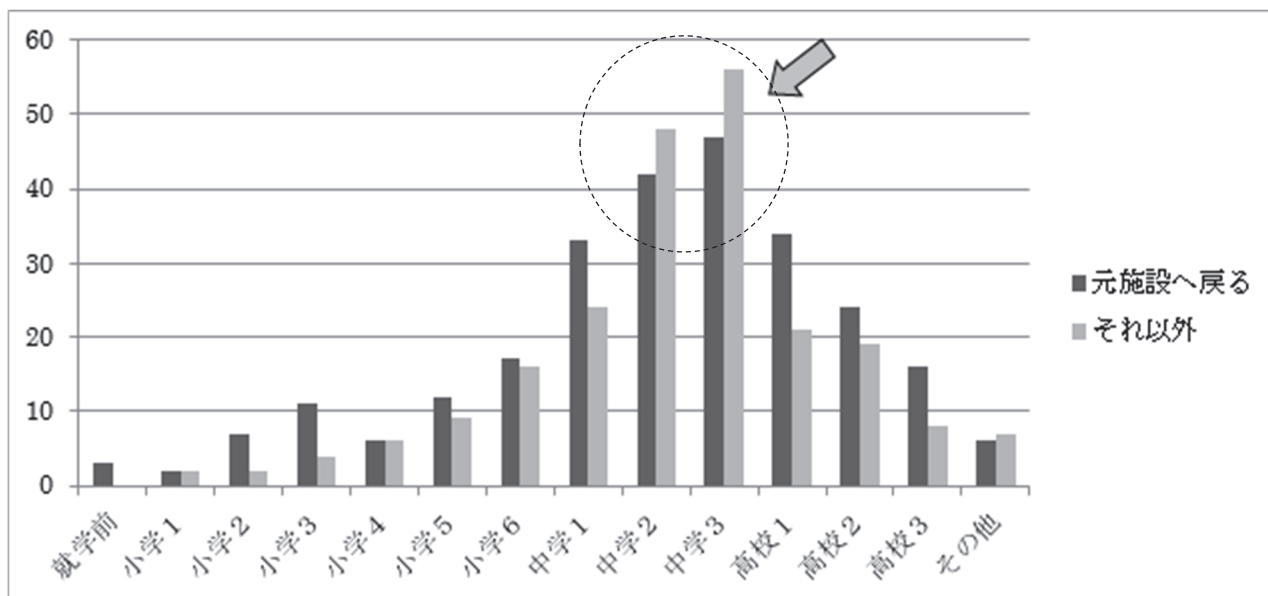


図2. 児童養護施設入所中の問題行動により一時保護された事例で、平成25年4月1日から平成25年11月30日までの8ヶ月間に一時保護を解除された事例の退所先：元施設とそれ以外—の学年別状況

図3は、元の児童養護施設に戻った子どもと、それ以外の措置をとった子どもを不適応となった主な問題行動の種別別に分類したものである。問題行動種別による措置の

違いはあまり見受けられないが、暴力（他害）と非社会的問題（不登校・ひきこもり）が主訴である場合には若干だが、措置変更となった子どもの割合が多い。

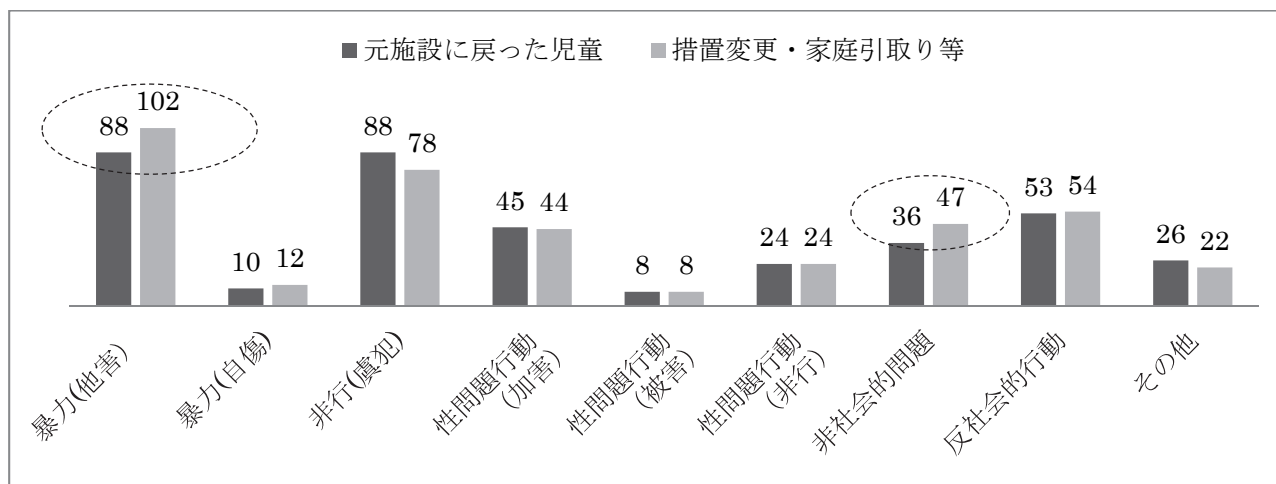


図3. 児童養護施設入所中の問題行動により一時保護された事例で、平成25年4月1日から平成25年11月30日までの8ヶ月間に一時保護を解除された事例の退所先：元施設とそれ以外—の問題種別別状況

次に、最も人数が多い「元の児童養護施設に戻っている子ども」の割合を図4に、その次に多い「児童自立支援施設に措置変更となった子ども」の学年別の割合を図5に、社会的養護継続としなかった群として、保護者・親族に引き取られた（家庭引取り）子どもの学年別の割合を図5に示す。これらの図は学年ごとの人数における措置解除先の構成比を示している。図4は図2と照合性があるが、就学前の児童は全て元の施設に戻っているため100%である。中学2年、中学3年生は50%以下となっており、

半数以上は元の施設に戻っていない。

図5 児童自立支援施設への措置変更の割合は、図4に呼応して中学2、3年生が多い。今回の調査における、児童自立支援施設への措置変更の下限年齢は小学校3年生である。小学校3年生から徐々に割合が増え、中学2、3年生が最も多くなり、高校生年齢では急激に減少する。義務教育を終えた子どもの行き場のなさがここに示されている。

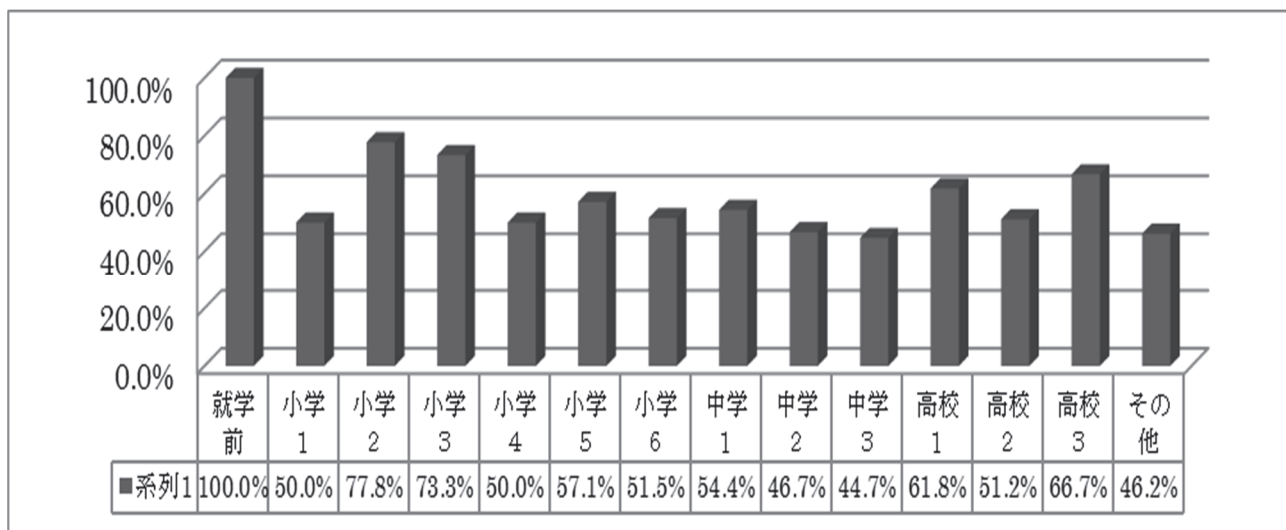


図4. 元の児童養護施設に戻った子どもの学年別構成比 (H25/4/1～11/1 の間に児童養護施設入所中の問題行動による一時保護から措置解除された事例中)

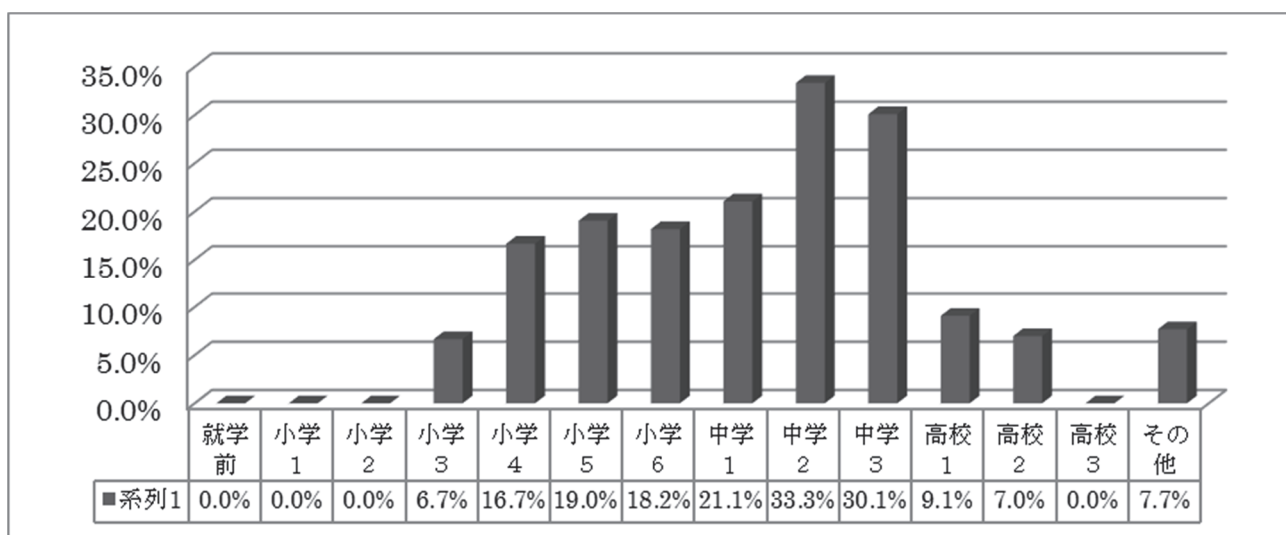


図5. 児童自立支援施設に措置解除された子どもの学年別構成比 (H25/4/1～11/1 の間に児童養護施設入所中の問題行動による一時保護から措置解除された事例中)

図6の18歳未満で家庭引き取りとなった児童の割合は小学1年生が一番多く、次いで小学4年生、高校2年生となっているが、基本となる数が少ないため、改めて人数を図7に示す。構成比においても人数としても高校2年生の家庭引き取りが高く・多くなっている。18歳未満で家庭(親族)引き取りとなった事例は全部で40ケースである。児童養護施設に入所するにはそれなりの理由・経過がある。またその理由が解消すれば家庭復帰するのが基本である。問題行動によって施設不適應となつて一時保護されるということは、まだ家庭復帰のタイミングではなかつた時にそうした問題経過が生じたことを意味している。そうした経過の中で家庭(親族)引き取りとなつたということは、た

また同じ時期に、別な事情経過によって家庭状況が改善し、家庭引き取りが可能となる事例もあるだろうが、場合によっては、他に適切な場が見つからないために、やむを得ず家庭引き取りとなるケース、施設での不適應に比べてまだ在宅での支援に可能性があると考えられるケースもあるということの意味する。また性的問題行動の突出は、多くの社会的養護の限界性を突破してしまうことが多く、非行としての処遇に結び付かない限り、家庭引き取りとなる可能性が高いことが推測され、これら不適應問題から家庭引き取りとなつていくケースへの支援は今後の重要課題である。

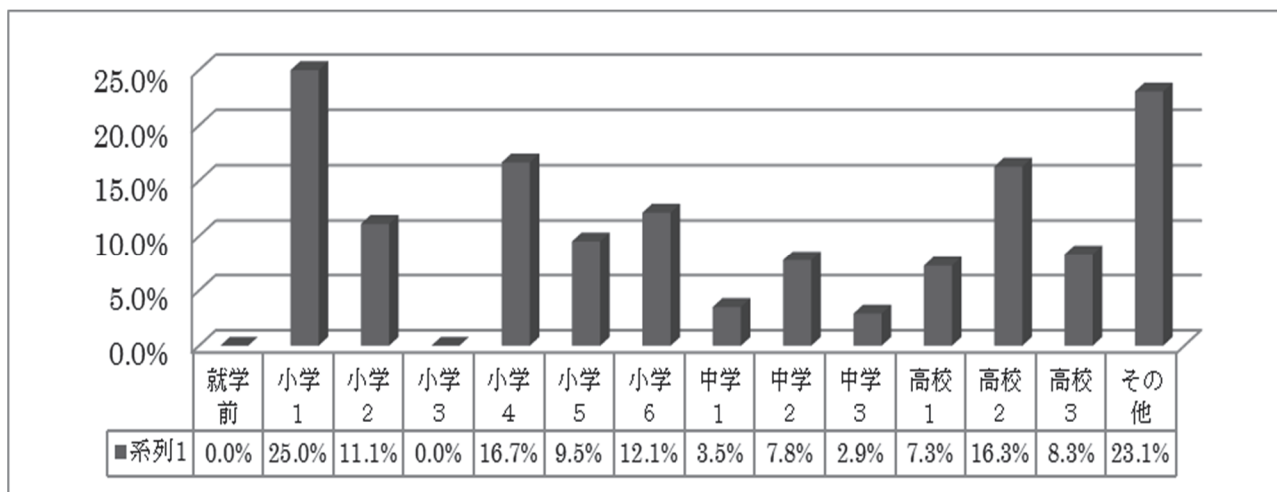


図 6. 18 歳未満で家庭（親族）引き取りとなった子どもの学年別構成比（H25/4/1～11/1 の間に児童養護施設入所中の問題行動による一時保護から措置解除された事例中）

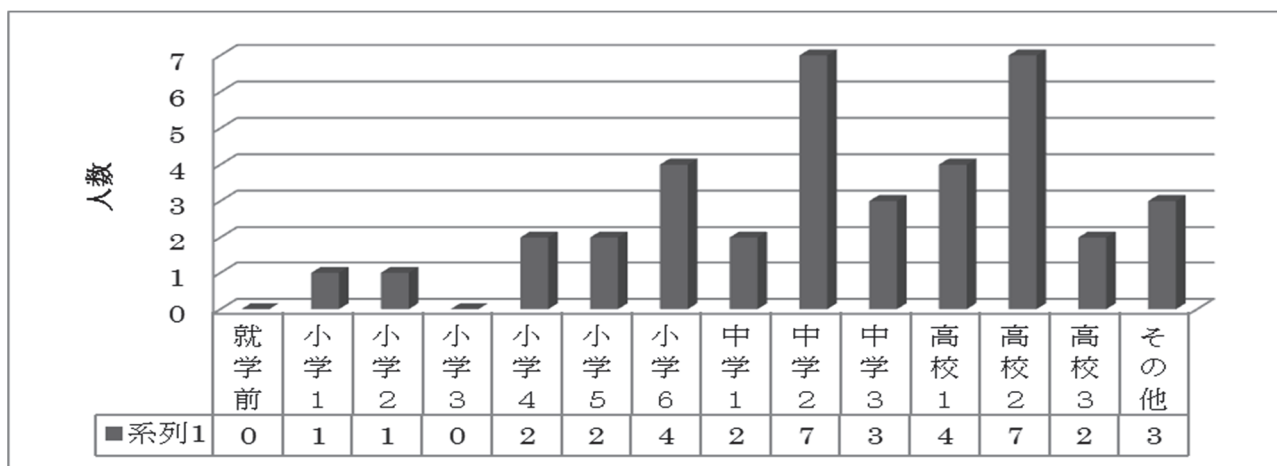


図 7. 18 歳未満で家庭（親族）引き取りとなった子どもの学年別人数（H25/4/1～11/1 の間に児童養護施設入所中の問題行動による一時保護から措置解除された事例中）

また図 8 には保護期間別に解除後の生活の場がどこであるかを示した。1～2 週間の一時保護で一時保護解除されている子どもは元の施設に戻る割合が高い。こうしたケースでは、一時保護を計画的に行い、場所を移しての振り返りと反省を促し、元の施設での支援が再開されているのではないかと考えられる。反して一時保護期間が長期にわたる子どもの行先は児童自立支援施設に措置変更される割合が高くなる。措置変更の際しての施設との調整、手続き、保護者や本人の了解等々、長期化の理由はここでは問

うていないので不明であるが、施設での問題行動を経て一時保護されている不安定な子どもを長期的に一時保護をせざるを得ず、しかも措置変更先が児童自立支援施設であるということは、子どもへの心理的な負担が大きく不穏状態を呈する可能性が高くなることも考えられる。また、不安定にならざるを得ない子どもの気持ちを受け止める等、生活場面で関わる一時保護所職員の役割も大きく、一時保護所職員の専門性強化も必要となる。

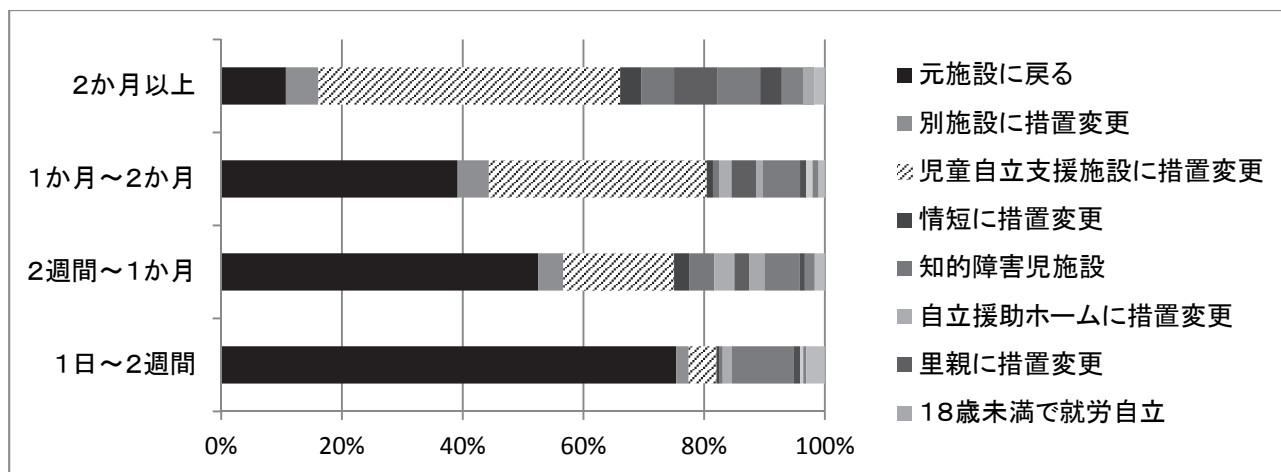


図8. 一時保護期間と措置解除後の行先の構成比 児童養護施設入所中の問題行動により一時保護された事例で、平成25年4月1日から平成25年11月30日までの8ヶ月間に一時保護を解除された事例

図9には問題行動の数と一時保護解除後の行先を示す。重複数が少なければ少ないほど、元施設に戻っている確率が高い。反対に重複数が高くなればなるほど、児童自立支

援施設への措置変更が多くなる。重複は最高6種類であるが、6つの重複は1名だけで児童自立支援施設への措置変更となっている。

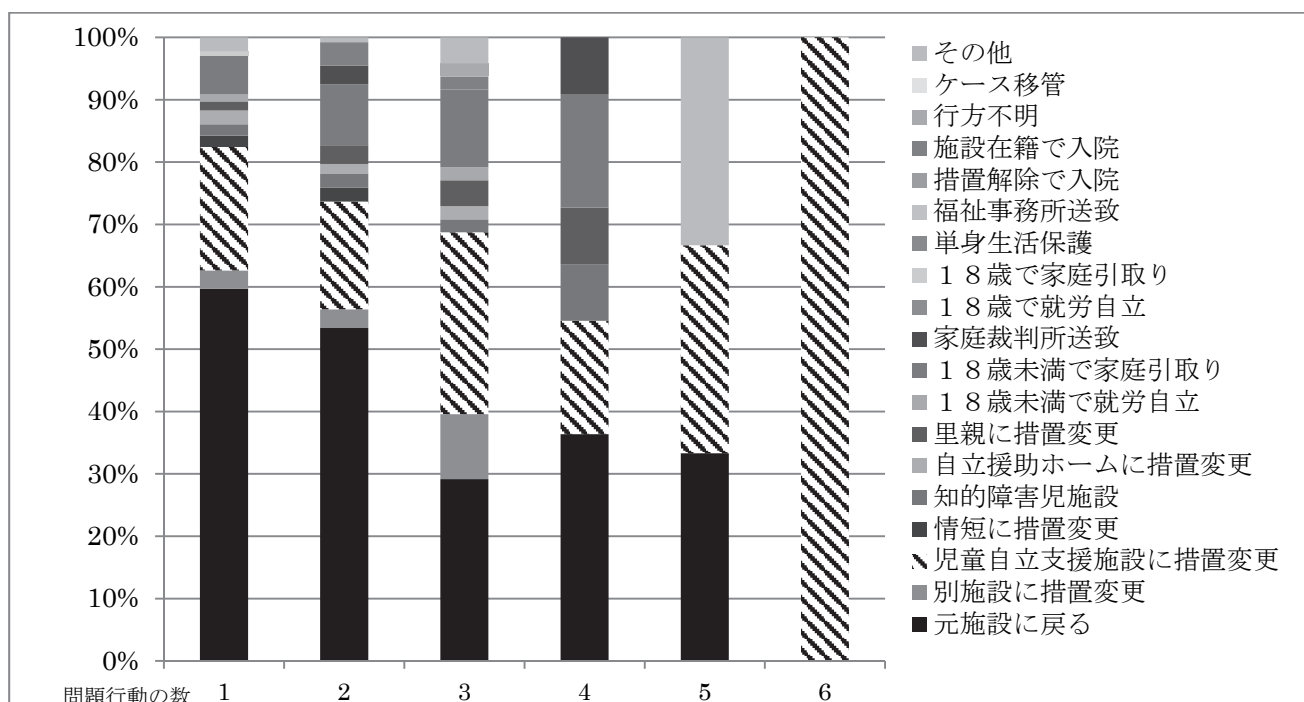


図9. 問題行動の数と一時保護解除後の行き先の構成比 児童養護施設入所中の問題行動により一時保護された事例で、平成25年4月1日から平成25年11月30日までの8ヶ月間に一時保護を解除された事例

図10は児童自立支援施設に措置変更された児童の問題行動の種別割合を示す。重複回答であるため、延べ数となる。暴力(他害)が27%、非行(虞犯)が24%で半数以上は暴力・非行を主訴とした措置変更である。性問題行動

(加害14%、被害3%、性非行7%)を合わせると、24%と約4分の1が性的な問題を抱えている児童であるといえる。

児童自立支援施設利用児童の問題行動別割合(延数)

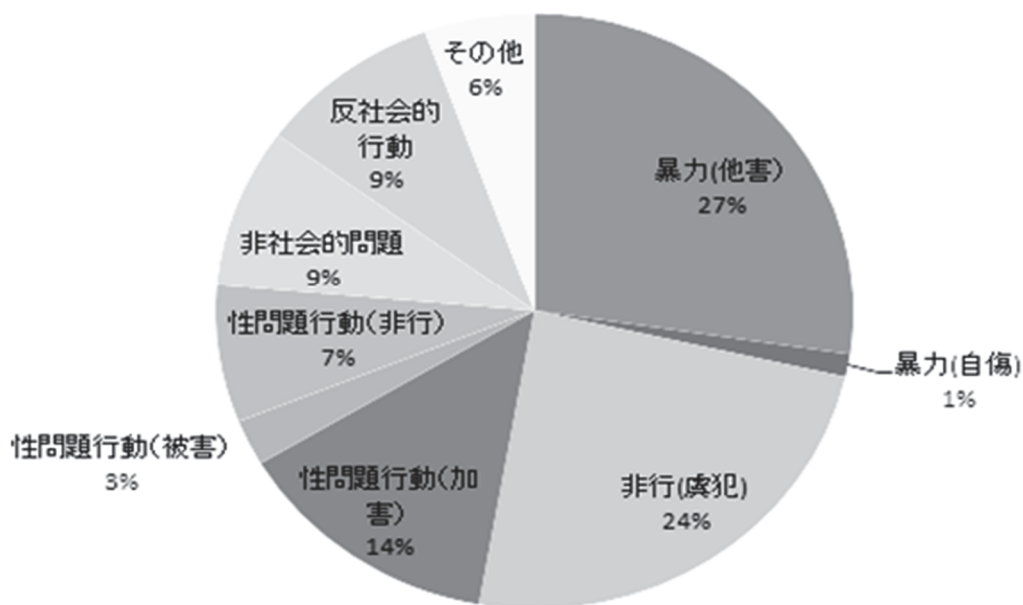


図 10. 児童自立支援施設に措置変更された子どもの問題行動の状況児童養護施設入所中の問題行動により一時保護された事例で、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの 8 ヶ月間に一時保護を解除された事例

一時保護解除後、公的保護を継続しながら何らかの特別な支援を行っているかどうかを尋ねた。一部家庭引き取りケースにおいても、個別対応ありと回答しているケースもあり、正確な数字とは言えないが、およそ 6 割のケースで一時保護以前には行っていなかった支援をしていると回答している。

表 6. 一時保護解除後の支援状況

対応の有無	施設措置対応 特記事項無し…通常の	何らかの支援上の個別対応あり	ケース閉止・終結
人数	132	319	8
%	25.4	61.5	1.5

さらに支援について何らかの個別対応を行ったかどうかについて尋ねた。複数回答で、対象数の 4 割以上の回答を得たのが、継続的・定期的なカンファレンス (155 人：48.6%) 及び、児童福祉司による通所面接指導 (142 人：44.5%)、児童心理司による通所面接指導 (133 人：41.7%) であった。次に、精神科受診が 83 人 (26.0%)、それに関連して、短期入院を利用が 5 人 (1.6%) となっている。一時保護解除時に入院には至らずとも、その後のケアとして精神科医療との連携が少なからず必要となっている子どもがいることがうかがえる。

児童相談所の児童心理司による通所指導が全体の 4 割を超えるにもかかわらず、施設心理士の心理療法導入が 33 人 (11.9%) と少ないのは何を示しているのだろうか。その他自由記述欄には、児童相談所職員が通所ではなく施設に向いて面接を行っているという記述も見られている。より身近な施設の心理士と児童相談所の心理司がどのような役割分担で連携をしているのか、児童養護施設と児童相談所の連携課題の一つとしてあげられる。

表7. 児童養護施設入所中の問題行動により一時保護された事例で、平成25年4月1日から平成25年11月30日までの8ヶ月間に一時保護を解除された事例の一時保護解除後の個別対応支援の実施状況

支援内容	継続的・定期的なケースカンファレンス	施設心理士の心理療法導入	精神科受診・通院	短期入院を利用	児童相談所への子ども通所指導 児童福祉司の面接指導	児童相談所への子ども通所指導 心理司の面接指導	適応指導教室等への参加 (保健室登校等も含む)	警察・少年サポート等への通所指導	保護観察所への出頭	障害児施設の集中療育事業等の活用	その他
人数	155	38	83	5	142	133	4	4	—	—	63
%	48.6	11.9	26.0	1.6	44.5	41.7	1.3	1.3	—	—	19.7

各ケースの支援における継続的・定期的なケースカンファレンスの参加者を表8に示す(延べ人数)。児童相談所職員(145人:93.5%)及び児童養護施設担当職員(125人:80.6%)に続いて学校(56人:36.1%)、教育委員会(6人:3.9%)の参加がみられる。本調査の対象は施設不応であるが、学校での不応問題も併せて発生しており、むしろ学校での不応の結果、施設での生活が困難となったケースも存在すると考えられる。一時保護解除後、登校を再開するにあたり地域の学校及び教育委員会とも、同じ支援者として情報共有していく必要性が示唆されている。また施設全体との回答も31人(20.0%)あり、組織対応やチームアプローチの必要性が重視されたと考えられる。病院・医療関係者が17人(11.0%)、保健所・精

神衛生相談員が3人(1.9%)と、少数ではあるが医療関係者が参加していることから、病院への受診・通院・入院とあわせて通常の支援においても精神科医療と連携した治療的な関わりが必要なケースがあることがうかがわれる。

カンファレンス参加者に子ども本人が40人(25.3%)、保護者・親族が27人(17.4%)いることも注目される。当事者参加の有用性の認識により、問題行動を契機として、親子関係修復のプログラムが開始されることもあり得る。問題行動のための不応問題の出現が、結果的に支援の層を厚くし、より個別的な対応を始めるきっかけとなっている場合もあるかもしれない。

表8. 児童養護施設入所中の問題行動により一時保護された事例で、平成25年4月1日から平成25年11月30日までの8ヶ月間に一時保護を解除された事例について開催されたカンファレンスの参加者

参加者	児童相談所	施設担当者/里親	施設全体	子ども本人	保護者・親族	病院・医療関係者	保健所 精神衛生相談員	学校	教育委員会	警察・少年サポートセンター (少年相談・保護センター)	市町村福祉事務所	発達障害センター	学識経験者・助言者	その他
人数	145	125	31	40	27	17	3	56	6	2	12	—	3	7
%	93.5	80.6	20.0	25.8	17.4	11.0	1.9	36.1	3.9	1.3	7.7	—	1.9	4.5

一時保護解除後、支援上、特段の個別対応は行わず、通常の施設生活に戻った子どもについて、担当者としてはどのような支援が実は有効であると思っているかを表9に示す。実際に実施している支援と同様に、継続的・定期的カンファレンス(24人:18.2%)や、児童福祉司(14人:10.6%)・児童心理司(13人:9.8%)による通所面接指

導、施設心理士の心理療法導入(17人:12.9%)が必要と感じていると回答している。また、精神科受診・通院ができればよかったとの回答が5人(3.8%)ある。既にさまざまな局面で、入院や受診・通院、カンファレンスへの参加等が行われているものの、まだ受診・通院につなげられず、困っているケースが存在することが分かる。

表 9. 児童養護施設入所中の問題行動により一時保護された事例で、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの 8 ヶ月間に一時保護を解除された事例について、あれば有効であると思われる未実施の支援の内容

有効であると思われる支援	継続的・定期的な ケースカンファレンス	施設心理士の心理療法定導入	精神科受診・通院	短期入院を利用	児童相談所への子どもの通所指導 児童福祉司の面接指導	児童相談所への子どもの通所指導 児童心理司の面接指導	適応指導教室等への参加 (保健室登校等も含む)	警察・少年サポート等への 通所指導	保護観察所への出頭	障害児施設の集中療育事業 等の活用	その他	無 回 答	合 計
件数	24	17	5	—	14	13	—	3	—	2	9	72	132
%	18.2	12.9	3.8	—	10.6	9.8	—	2.3	—	1.5	6.8	54.5	100.0

最後に自由記述の分析を行う。75 件の記述があり、それぞれの文章から要素抽出し、集計を行った。表 10 に示したとおり抽出要素は 8 つとなった。最も言及が多いのは、児童相談所と児童養護施設が主となるが、その他の関係機関（学校）も含めた連携不足に関する記述である。施設からの一時保護に至る経緯やタイミングについての認識のずれが生じた結果、一時保護解除後の行先がなくなってしまったケースもある。反対に、タイミングよく一時保護ができたことで、反省や振り返りのいい機会になり、元の児童養護施設に戻り、落ち着いて生活の再開ができたとの意見も見逃せない。施設不適応状態からの一時保護は、効果的なタイミングで、適切な期間を設定して利用することが一定の治療効果をもたらす。しかしながら、一時保護所の満床・定員超過状態のために適切なタイミングでの一時保護が望めない場合も少なくない。また、そうした状況にある一時保護の場での治療的効果を望むことも困難ではないかと考えられる。

次に多かったのは、アセスメントの課題である。アセスメント不足のために、問題が悪化してしまったと感じていたり、担当者として不全感を感じているケースも見受けられた。このことは、一時保護後の支援の見通し、行き場の設定の困難さにもつながっていると考えられ、今後何らかの改善策を講じていく必要があるだろう。

ただし、これら 2 つの課題は、一時保護解除後の継続的・定期的なカンファレンスや面接指導の実施課題に還元され、何らかの修復の試みが実施されているというのが現実的なところと推察される。むしろ今回の調査対象としては事後の対応となっているが、一時保護に至る前までの間に、より個別的な支援としてのカンファレンスや個別面接が丁寧に実施されることが望まれる。

児童養護施設での処遇の問題、支援のスキルについては、アセスメントとも関連してくる項目である。ただし、処遇上の問題、支援スキルの向上を求めるとともに、児童相談所から施設職員へのフォローとバックアップが必要であるとの意見も複数あり見過ごせない。

前思春期・思春期年齢の子どもが問題行動を起こし、児童養護施設での生活に困難をきたした場合、その後の生活の場を保障することが非常に困難であるといえる。やむを得ない結果として、在宅に戻る選択肢がある子どもはまでも、在宅での生活が全く望めない子どもに対して提供できる社会資源の乏しさは大きな課題である。

就労自立を余儀なくする場合でも、当座の生活の場と支援が受けられる自立援助ホームの役割に今後更なる期待がもたれる。その場合の職員へのフォローとバックアップ体制は十分なものでなければならないのは言うまでもない。

表 10. <自由記述より抽出した要素を分類>

1.	一時保護のタイミング・有効利用（うまくいった・うまくいかなかった）	17 件
2.	高年齢児の行き場がない	18 件
3.	児童養護施設と児童相談所の連携の問題	24 件
4.	児童養護施設の処遇の問題 / 児童養護施設の支援スキル	15 件
5.	児童養護施設職員へのフォローとバックアップ	5 件
6.	アセスメントの課題	20 件
7.	精神科医療の活用と連携	7 件
8.	退所後の在宅指導の課題	2 件

IV 考察

1) 先行研究と調査からの考察

先行研究において、児童養護施設に入所する児童には、情短で実施されているような介入的治療的専門支援を行うことが必要であると示唆されている通り（八木ほか2011）、社会的養護で単に衣食住を保障するだけではもちろん足りず、現に実施されている以上の治療的専門的支援（かかわり）が強く求められていることが分かった。全国情緒障害児短期治療施設協議会が示すように、施設での適応不調となった子どもを一時的に情短施設などの専門支援施設を利用して治療するような体制を取り、互いに協力関係を築いていくことができれば、精神科医療に繋がらざるを得なかった児童のなかには、問題が悪化してそこまで強い不適応状態に陥らずに済んだかもしれない。

調査結果から、問題行動を契機として何らかの治療的・個別的支援が開始された子どもが数多くいることが分かったが、同時に本来は同様の支援を必要としている子どもがまだまだいるのだが、支援が十分には行き届いていないことも明らかとなった。支援を行ったほうがいいことはわかっているが、できない理由の第一は、業務量の超過であろう。本来であれば、すべての子どもに定期的なカンファレンスによるアセスメントと支援の見直し、それを確認しフィードバックするための面接指導が必要である。しかし、一部の児童養護施設や、児童相談所では日々の業務に忙殺され、必要であるとわかってはいるが、個別的な治療的かかわりに時間をかけられない状態にあるのではないかと。その結果、不利益を被っているのは児童本人である。また個別的、治療的な支援が行われないうちの状態、特殊な家庭引取りとして在宅に戻るケースの保護者と子どもが帰宅後も、良好な相談関係に移れるとは考えられず、また、再度の介入が必要となった場合には、より介入が困難なケースに変貌していることが危惧される。第二に、児童相談所と児童養護施設の連携不足による弊害が考えられる。チームアプローチとして、児童相談所と児童養護施設が連携し、子どもの支援を行うことが恒常的に実施されていれば、特別な支援としてカンファレンスを持ち出すまでもなく情報交換・共有ができてはいるはずである。また、チームアプローチの一員として、情短等の複数の施設種別のメンバーがあらかじめ参加していることで、一貫した支援としての適切な施設種別の利用が叶うのではないかと。このことは、知的障害児施設や里親委託への措置変更も含む子どもの適切な支援に向けたアセスメントの見直しを行う上で特に重要と言えるかもしれない。また、情短の本来の目的でもある短期利用と、児童相談所の一時保護とが同様の位置づけで行えないかとも考えられる。このことは、虞犯児童における児童自立支援施設の一時保護的な利用の可能性にも及ぶ。特に、児童自立支援施設へ措置変更となる子どもの、一時保護所での保護が不要に長期化することを防ぎ、

子どもそれぞれが自身の問題を再確認し、自らの目標設定を行う援助のための資源として、児童自立支援施設での一時保護委託が活用され、子ども自身の行動の振り返りや反省を促すことができれば、様々な課題を抱えた子どもにとって、混とんとした児童相談所一時保護所での生活よりは、課題の明確化、目標設定がしやすいのではないかと考えられる。これらのことを考えるにあたっては、日常的に他機関を含む情報交換やチームアプローチのための体制整備が必要になってくる。措置機関である児童相談所がマネジメントすることはもちろんであるが、個々の子どもをみている施設職員が児童の最善の利益のためのチームアプローチに積極的に参加することの意義は大きいと思われる。情短や児童自立支援施設が、一時的な通過施設として機能し、結果的に施設不適応となったより多くの子どもが元の児童養護施設に戻れるとしたら、今回の調査ケースにみられるような一時保護の長期化や、一時保護後に行ったらよかつたと思われる支援が想定されながら、実施できなかったようなケースにも効果的な支援を提供できるようになるのではないかと考えられる。

V 今後の課題

児童虐待の件数が年々増加する中で、社会的養護の重要性も見直されている。社会的養護サービスを必要とする子どもについては、個別的ケアを重視し、施設の小規模化を図るなど、個々の子どものニーズを満たす支援策が推進されているところであるが、少なからず社会的養護の中で問題行動・不適応状態を呈するために、十分なサービスによる利益を得られないでいる子どもが存在する。単に施設の小規模化を推進するだけではなく、現存の社会資源の中で、現在の課題である多機関・多職種によるチームアプローチの標準化や、アセスメントと再評価を行っていくシステム作りを行い、治療的・個別的な関わりを標準化することができなければ、入所した子どもの施設不適応問題の解決には至らないのではないかと。中学生以降の思春期を迎えた高年齢児が様々な問題行動を起こすこと、またその問題が重複して起こされることも分かってきた。これらの子どもが行動化する前の予防的かかわりのために、既に問題を起こした後の関わりとしてあげられていることがらを標準化することで、より効果的な対応もあるのではないかと。

児童養護施設での困難を抱えた児童が、再保護される一時保護所においても、一時的ではあるが児童を支援する治療的支援スキルを向上させていくことが必要である。そのためには、まずは相談集中地区での恒常的な満床・定員超過状態にある一時保護所のあり方を見直す必要があると考える。

【文献】

- 1) 八木修司ほか(2011) 児童養護施設と情緒障害児短期治療施設における児童の虐待の有無と問題行動についての比較研究—関西福祉大学社会福祉学部研究紀要 = The journal of the Department of Social Welfare, Kansai University of Social Welfare 14(2), pp.141-147, 2011-03, 関西福祉大学社会福祉学部研究会
- 2) 全国情緒障害児短期治療施設協議会(2010)「情緒障害児短期治療施設 社会的養護の見直しと近未来像に向けて」
- 3) 八木修司ほか(2009) 子どもの暴力に対する“環境づくり”と“治療論”に関する一考察—児童福祉臨床における従来の取り組みと今日的な動向を概観して」関西福祉大学社会福祉学部研究紀要 関西福祉大学社会福祉学部研究紀要(12), 167-175, 2009-03 関西福祉大学社会福祉学部研究会
- 4) 山本ほか(2012)「児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究」(平成24(2012)年)日本子ども家庭総合研究所紀要 第49集

別紙資料 調査用紙

児童相談所名	回答責任者
--------	-------

抽出条件:平成25年4月1日～11月30日までの間に (※平成25年4月1日以前に一時保護を行った事例を含みます。)

- ① 児童養護施設に入所中で以下(A)のような問題行動により
- ② 一時保護所に一時的(B)に身柄を移した後
- ③ 施設ないしは帰宅などによって②の一時保護を解除した事例の援助(C)の調査を行います。

上記③の要件を満たす対象事例について、以下の質問にお答えください。

該当する事例がない場合は「該当ケース無し」に○をして、返送をお願いします。

基本情報		※該当する項目No.に○を付けてください。					
1. 性別	1 男	2 女					
2. 学年	1 就学前	2 小学校1年	3 小学校2年	4 小学校3年	5 小学校4年	6 小学校5年	
	7 小学校6年	8 中学校1年	9 中学校2年	10 中学校3年	11 高校1年生	12 高校2年生	
	13 高校3年生	14 その他()					
3. 相談種別	1 養護(虐待)	a 【身体的虐待】	b 【ネグレクト】	c 【心理的虐待】	d 【性的虐待】		
	2 養護(虐待以外)	3 育成相談	4 非行相談	5 障害相談	6 保健相談		

※虐待種別はあてはまるものすべてに○を付けてください

A 問題行動の種類						
※複数回答可	1 暴力:他害	2 暴力:自傷				
	3 非行:虞犯					
	4 性問題行動 施設内加害	5 性問題行動 施設内被害	6 性問題行動 性非行			
	7 その他不適応問題 非社会的問題行動 (引きこもり 不登校等)					
	8 その他不適応問題 反社会的問題行動 (パニック 不穏行動等)					
9 その他()						

B 一時保護期間			
1	1日～2週間以内	2 2週間～1か月以内	3 1か月～2か月
4	2か月以上(月)		

C 一時保護解除後の援助方針			
1	元の児童養護施設に戻る	2 別の児童養護施設に措置変更	3 児童自立支援施設に措置変更
4	情緒障害児短期治療施設に措置変更	5 知的障害児施設に措置変更	6 自立援助ホームに措置変更
7	里親に措置変更	8 18歳未満で就労自立	9 18歳未満で家庭・親族引き取り
10	家庭裁判所送致	11 18歳で就労自立	12 18歳で家庭・親族引き取り
13	単身生活保護設定	14 福祉事務所送致	
15	措置解除で入院	16 施設在籍で入院(その後の措置解除含む)	
17	無題外出・行方不明により閉止	18 保護者転出によりケース移管	
19	その他()		

一時保護解除時点での対応状況	
1	特記事項無し:通常の施設措置対応
2	何らかの支援上の個別対応あり
3	ケース閉止・終結

在宅になった場合	
1	児童福祉司指導
2	継続指導
3	福祉事務所送致
4	その他()

2 の場合	
※複数回答可	1 継続的・定期的なケースカンファレンス (次項で参加者を選択して下さい)
	2 施設心理士の心理療法 導入
	3 精神科受診・通院(服薬含む 情緒障害児短期治療施設の通所指導含む)
	4 短期入院を利用
	5 児童相談所への子どもの通所指導 児童福祉司の面接指導
	6 児童相談所への子どもの通所指導 児童心理司の面接指導
	7 適応指導教室等への参加(保健室登校等も含む)
	8 警察・少年サポート等への通所指導
	9 保護観察所への出頭
	10 障害児施設の集中療育事業等の活用
	11 その他()

別紙資料 調査用紙 続き

継続的・定期的なケースカンファレンスの参加者			
※複数回答可	1 児童相談所	2 施設担当者 里親	3 施設全体
	4 子ども本人	5 保護者・親族	6 病院・医療関係者
	7 保健所 精神衛生相談員	8 学校	9 教育委員会
	10 警察・少年サポートセンター(少年相談・保護センター)	11 市町村福祉	
	12 発達障害センター	13 学識経験者・助言者	
	14 その他()		

自由記述 (ご意見、苦勞話、アドバイス等がありましたら教えてください)

ご協力ありがとうございました。